



# 暗号資産を使った海外投資のマルチ取引 先輩や知人から誘われる儲け話に注意！

### 【相談事例】

友人から誘われた食事会で海外事業者のマルチ取引の上部会員に「暗号資産を使った海外投資で短期間に100万円を300万円に増やした。一緒にやろう。」と誘われた。預金から110万円を支払って契約したが配当を得る前に出金停止となったと噂を聞いた。友人にやめたいと伝えると友人も出金できず、上部会員とも連絡が取れないと言われた。最近、マルチ取引の首謀者が複数名逮捕されたと報道があった。(21歳 女性)

### ●海外事業者をうたうマルチ取引でトラブルが多発しています。

- ・「友人を紹介すれば紹介料がもらえる」などと勧誘されるマルチ取引の契約相手が海外事業者をうたっていると、問い合わせ窓口が国内になく、交渉等が困難な場合があります。問い合わせできたとしても日本の法律が適用されないなどと主張してクーリング・オフにに応じてもらえない、返金してもらえない、などのトラブルが多発しています。
- ・連鎖販売取引（マルチ取引）はクーリング・オフができます。（クーリング・オフ期間は、契約書面を受領した日から20日間以内）。
- ・仮に契約してしまったとしても、基本的に、日本の法律による消費者保護が受けられません。

### ●アドバイス

- ・海外事業者をうたうマルチ取引では少しでも不安があれば慎重に行動しましょう。
- ・人に紹介するよう言われた等、話が違ふと思ったら、毅然と契約を断りましょう。
- ・契約前に契約条件、契約内容を確認しましょう。
- ・トラブルに備えてSNS等のネット上のやり取りは保存しておきましょう。
- ・安易に借金をして高額な契約をしないようにしましょう。

### ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、  
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。  
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん